

平成19年度 第1回長野市青少年健全育成審議会

日 時 平成19年7月5日(木) 午後3時
場 所 ふれあい福祉センター 会議室3

会議次第

1 開 会

2 委嘱書交付

3 教育長あいさつ

4 自己紹介

5 議 題

(1) 正副会長選出について

(2) 青少年保護育成条例について(報告及び自由討議)

(3) その他

6 閉 会

長野市青少年保護育成条例の現状と課題について

1 長野市青少年保護育成条例制定の背景と経過

- (1) 長野県の戦後の少年非行第3ピーク（昭和53年）
- (2) 昭和52年10月9日長野市「青少年健全育成都市」宣言
- (3) 昭和53年3月31日長野市青少年保護育成条例公布、同年10月1日施行

2 長野市青少年保護育成条例改正の背景と経過

- (1) 平成10年当時全国的に社会問題化したテレクラ問題をきっかけとして条例改正 検討のための「長野市青少年保護育成条例検討委員会」が発足
- (2) 青少年保護育成条例検討委員会・青少年健全育成審議会にて改正条例を審議
平成10年度～13年度
- (3) 改正条例・平成14年9月27日公布、平成15年4月1日施行

3 平成14年9月27日改正の主な項目

- (1) 市及び市民の責務規定の挿入
- (2) 包括指定の導入
 - * 現行の個別指定に加え、有害な写真、絵等が一定量を超えるものを有害図書類として指定したとみなす。
 - 書籍又は雑誌・・・20ページ以上又はページ総数の5分の1
 - ビデオテープ、シーディーロム等・・・3分を超えるもの又は20場面以上若しくは総場面数の3分の1以上
- (3) 有害図書類の陳列方法の制限
 - ア 有害図書類の青少年への販売、立読み黙読又は貸し付けの禁止
 - イ 区分陳列の義務
有害図書類と一般図書類とを明確に場所を分けて陳列すること
 - ウ 陳列場所の指定
 - ①お店内の容易に監視できる場所に陳列・・・店主、従業員が、常時配置されている場所から目が届く場所に陳列すること
又は
 - ②青少年の目に付かない場所に陳列・・・一般雑誌と混在させることなく、青少年の目に付かない特定の陳列棚や陳列ケース（青少年が入場できないようにした専用コーナーなど）を設けて陳列すること
 - エ 陳列場所には、青少年の購入、貸付け等を禁止する旨の掲示の義務
- (4) 自動販売機等への規制
 - ア 有害図書類の収納の禁止
 - イ 設置の届出及び管理者を置くことの義務付け
- (5) 罰則金の全体的な増額

4 条例改正の現状

(1) 図書類の陳列方法の制限

* 有害図書類の区分陳列、陳列場所の指定、表示板の掲示状況の確認

平成17年度実施状況

書店・ビデオ店	21店舗	改善指導店舗数	2店舗
コンビニエンスストア	136店舗	改善指導店舗数	27店舗

平成18年度実施状況

書店・ビデオ店	21店舗	改善指導店舗数	2店舗
コンビニエンスストア	134店舗	改善指導店舗数	25店舗

* 図書類取扱店等の陳列方法については、経営者や管理者の理解も得られ区分、陳列の徹底と有害図書類の適正な管理が図られてきている

(2) 図書類自動販売機の台数

合併前長野市分 ピーク時39台 → 現在 2台

合併町村分 旧豊野町 9台 旧大岡村 7台

図書類自動貸出機の台数 条例施行前15台→現在0台

* 安茂里地区、豊野地区、大岡地区は、立入調査を実施し、有害図書類を収納している場合は撤去指導を行う

* 平成15年10月 無人の自動貸出機によるレンタルビデオ店の経営者
長野市青少年保護育成条例第8条違反で、逮捕・起訴→罰金20万円の判決確定

5 青少年条例に関する全国的な流れ

東京都（平成16年3月改正）

* 着用済下着等の買受け等の禁止、青少年への勧誘行為の禁止、深夜立入制限施設の対象施設の追加、有害図書類のビニール包装やひも掛けによる陳列

神奈川県（平成17年6月）

* 残虐な内容を含むゲームソフトを個別指定により「有害図書」に指定している。

長野県の状況

(1) 青少年条例制定 関係者の意見を聞き検討していく

(2) 県の青少年のためのよい環境づくりの推進施策

① 県民の理解と協力による住民運動の展開

② 関係業界の自主規制

③ 行政の啓発努力

3本を施策として、県民総ぐるみで対処する取組みで推進していく

(3) 佐久市 「有害図書類等の規制に関する条例」 10月1日施行

東御市 「東御市青少年健全育成条例」 6月15日成立 10月1日施行

6 今後の課題

(1) 条例の市民への周知と市民の責務の喚起

(2) 業者への行政指導

(3) インターネット・携帯電話等への対応

有害図書類自動販売機設置台数推移

